

認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム のぞみ 望海の家

重要事項説明書

施行日 平成 15年 7月15日
改定日 令和 6年 6月 1日

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	本荘久寿会
法人の種類	社会福祉法人
代表者名	理事長 佐藤 大
所在地	由利本荘市浜三川字小山口20
法人の理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭的な環境の中で日常のお世話をする 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める 3 個別の介護計画に基づき、利用者が必要とする適切なサービスを提供する 4 地域社会と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事ができる様に努める 5 利用者への支援を通して社会へ貢献する
他の介護保険関連の事業所	<p>第一種社会福祉事業</p> <p>(イ) 特別養護老人ホームひまわり</p> <p>(ロ) ケアハウスひまわり</p> <p>(ハ) 特別養護老人ホームあじさいの郷</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>(イ) 介護老人保健施設ひまわりの里</p> <p>(ロ) 老人デイサービス事業 ひまわり</p> <p>(ハ) 老人短期入所事業 ひまわり</p> <p>(ニ) ショートステイ ケアステーション ゆうゆう</p> <p>(ホ) デイサービス ケアステーション ゆうゆう</p> <p>居宅介護支援事業所 ゆうゆう</p> <p>グループホーム しょうぶの郷</p>
他の介護保険以外の事業	なし

2. ホームの概要

ホーム名	グループホーム ^{のぞみ いえ} 望海の家
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難な利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳と潤いのある生活を地域共生の理念のもと、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立してその人らしい生活を営むことができるように、寄り添った介護をする事を目的とする。
ホームの運営方針	当ホームにおいて提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。利用者的人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、居宅介護支援事業者、その他保険医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事が出来るように努める。
ホームの責任者	小野寺 都貴子
開設年月日	平成 15 年 7 月 15 日
保険事業者指定番号	0 5 7 0 5 0 8 5 2 3
所在地	秋田県由利本荘市浜三川字小山口 20
電話・FAX 番号	Tel 0184 - 28 - 4855 Fax 0184 - 28 - 4877
交通の便	J R 羽後本荘駅よりタクシーで 2 0 分 羽後交通バス（本荘～秋田駅前 ⇒ 三川バス停下車 徒歩 10 分
敷地概要（権利関係）	面積 3,410㎡
建物概要（権利関係）	鉄骨平屋建（準耐火構造） 延床面積 1,064.23㎡（322坪）
居室の概要	一室あたりの居室面積 13.50㎡（押入れ、入り口を含む） 床暖房及び冷暖房エアコン完備 床はフローリングですが、ご希望により畳も利用出来ます。 ベッドの設置
感染症予防対策	感染症対策委員会を定期的に開催します。感染対策委員会では、感染症に対する予防対策と討議・検討し感染源の隔絶、除去及び感染経路の遮断に取り組み、安全な生活環境の構築に努めます。
緊急時の対応方法	入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が発生した時は、主治医又は協力医療機関との連携をとり、適切な処置を講じます。
事故発生時の対応方法	サービス提供により事故が発生した場合は市町村・入居者の家族に連絡するとともに必要な措置を講じます。
防犯防災設備 避難設備等の概要	防犯：各玄関のインターホンはカメラ付きで外部からの来訪者をチェック出来、又、居室の外部には赤外線センサーがあり、外部からの侵入が監視出来ます。 防災：火災報知器、粉末消火器、誘導灯、非常灯、防犯扉の設置 避難：万が一の場合には入居者が避難出来るよう、ホームには 4 箇所の避難口を設けています。
損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			社会福祉士 介護支援専門員 介護福祉士	痴呆介護実務者研修 認知症対応型サービス 事業管理者研修
計画作成担当者	2	0	2			介護支援専門員 介護福祉士 他	認知症介護実践者研修
介護従事者	15	12	2	1		介護福祉士 看護師 ホームヘルパー2級	認知症介護実践者研修 認知症ケア専門士

4. 勤務体制

昼間の体制	3人	うち早出	6時30分	～	15時30分
		日勤	8時30分	～	17時30分
		遅出	10時30分	～	19時30分
夜間の体制	1人	夜勤	17時00分	～	翌9時

5. 利用状況（令和6年5月31日現在）

利用者数	1ユニットあたり定員9人（ユニット数：2ユニット）総定員18人		
要介護度別	要介護1：5人	要介護2：8人	要介護3：3人
	要介護4：2人	要介護5：0人	

6. ホーム利用にあたっての留意事項を下記の通りとする。

- 面会は……………午前9時から午後9時まで。
- 消灯時間は……………入居者の判断による
- 外出・外泊は……………事前に届出をし、管理者の許可を得る。
- 飲酒は……………職員の指示に従う。
- 喫煙は……………所定の場所とし、居室内では禁煙とする。
- 火気の取り扱いは……………火災防止のため、禁止する。
- 設備・備品の利用は……………整理整頓をし、大切に使用するものとする。
- 所持品・備品の持ち込みは……………その都度、管理者の許可を得ること。
- 金銭・貴重品の管理は……………高額な現金、貴重品の持ち込みは禁止。
- 外泊時等の施設外での受診は……………受診した場合は必ず施設に連絡をとる。
- 宗教活動は……………禁止する。
- ペットの持ち込みは……………禁止する。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の営利活動」は禁止する。
- 利用者又は家族が、他の利用者及び職員に対して、一般的にパワーハラスメント、セクシャルハラスメントとみなされる行為、その他の迷惑行為は禁止する。

7. 身体拘束廃止の取り組みについて

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者

等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はその限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明し、理由及び一連の経過を利用者代理人に報告します。

8. 虐待防止についての事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 利用者や家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (3) 虐待防止に関する責任者に管理者を当てます。
- (4) 成年後見制度の利用を支援します。
- (5) 虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、速やかに市町村に通報します。

9. プライバシーに配慮した介助について

職員は入浴・排泄等の目的を十分に理解し、利用者に負担がかからないよう配慮した介助を行います。入浴・排泄等の介助について同性介助の意向が確認された利用者については、職員間で周知を徹底し、できる限り意向に沿った介助を行います。同性による処遇が人員体制上困難な場合は、利用者に対し十分な説明を行い了承していただくこととします。

10. 個人情報の使用について

当施設とその職員は、業務上知り得た契約者又は身元保証人もしくはその家族等に関する情報を使用するにあたり、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、必要と認められる場合はこの限りではありません。また、当施設が提供するサービスの過程において、利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため、個人情報を使用することについて、事前に個人情報の使用に係る同意書を別に取り交わします。

11. 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を、支援するのが成年後見人制度です。法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を、後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

12. サービス及び利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度に応じて定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。但し、入居後30日に限り、下記金額に1日当たり30円が加算となります。
保険対象外サービス	その他のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。料金の改定は理由を付して事前に連絡されます。
家賃	39,000円/月（月途中入居及び退居の場合は日割計算）
食費（おやつ代含む）	1食あたり…朝食 350円 昼食 500円 夕食 450円 （1日あたり1300円）
運営管理費	25,500円/月（月途中入居及び退居の場合は日割計算）
個人消耗品の費用	個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。

利用料金表

(1) 保険給付の自己負担額(要介護の場合)

《1割負担》

要介護 1	753円/日
要介護 2	788円/日
要介護 3	812円/日
要介護 4	828円/日
要介護 5	845円/日

《2割負担》

要介護 1	1,506円/日
要介護 2	1,576円/日
要介護 3	1,624円/日
要介護 4	1,656円/日
要介護 5	1,690円/日

《3割負担》

要介護 1	2,259円/日
要介護 2	2,364円/日
要介護 3	2,436円/日
要介護 4	2,484円/日
要介護 5	2,535円/日

加算料金

- 原則、入居後30日間は、初期加算として1日につき30円が上記の金額に加算されます。
- 医療連携体制加算（Ⅰ）として、1日につき37円が上記の金額に加算されます。
- 医療連携体制加算（Ⅱ）として、1日につき5円が上記の金額に加算されます。
- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、1日につき22円が上記の金額に加算されます。
- 介護職員等処遇改善加算として所定単位数にサービス別加算率（18・6％）を乗じた単位数が加算されます。
- 若年性認知症利用者受入加算として、若年性認知症利用者には、1日につき120円が上記の金額に加算されます。
- 入居者の入退院支援の取組
 - ア：入院後3ヵ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として1日につき246円が加算されます。
 - イ：30日を超える病院又は診療所への入院した後、退院して再入居する場合も初期加算と同様となります。
- 退居時相談援助加算として、利用期間が1月を越える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は、地域密着サービスを利用する場合において相談援助を行い、当該利用者

の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は、地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として、上記の金額に400円が加算されます。

※利用者負担割合が2割負担対象者の加算料金は、2割となります。

※利用者負担割合が3割負担対象者の加算料金は、3割となります。

※体験入居を希望される場合は、全額負担となります。

※介護サービス費が法定代理受領サービスに該当しない場合は、全額負担となります。

(2) 保険給付の自己負担額(要支援の場合)

《1割負担》

要支援 2 749円/日

《2割負担》

要支援 2 1,498円/日

《3割負担》

要支援 2 2,247円/日

加算料金

- 原則、入居後30日間は、初期加算として1日につき30円が上記の金額に加算されます。
- サービス提供体制強化加算(Ⅰ)として、1日につき22円が上記の金額に加算されます。
- 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)として、所定単位数にサービス別加算率(18・6%)を乗じた単位数が加算されます。
- 若年性認知症利用者受入加算として、若年性認知症利用者には、1日につき120円が上記の金額に加算されます。
- 入居者の入退院支援の取組
 - ア:入院後3ヵ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合には、1月に6日を限度として1日につき246円が加算されます。
 - イ:30日を超える病院又は診療所への入院した後、退院して再入居する場合も初期加算と同様となります。
- 退居時相談援助加算として、利用期間が1月を越える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は、地域密着サービスを利用する場合において相談援助を行い、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村及び老人介護支援センター又は、地域包括支援センターに対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度として、上記の金額に400円が加算されます。

※利用者負担割合が2割負担対象者の加算料金は、2割となります。

※利用者負担割合が3割負担対象者の加算料金は、3割となります。

※体験入居を希望される場合は、全額負担となります。

※介護サービス費が法定代理受領サービスに該当しない場合は、全額負担となります。

(3) 施設利用料

家賃 39,000/月(月途中入居及び退居の場合は日割計算)
食費 1食あたり...朝食350円 昼食500円 夕食450円 (1日あたり 1300円)
運営管理費 25,500/月(月途中入居及び退居の場合は日割計算)
(水道・光熱費等)

【日割計算式】

(当該月の利用日数÷当該月の総日数)×利用料(家賃及び運営管理費)

注:小数点以下四捨五入

(4) その他の料金(自己負担分)

理 容 代

お む っ 代

医療費(診療・薬代など)にかかる費用

個人で使用する日用品費、買い物などにかかる費用

洗濯代 下着、普段着などの小物は運営管理費に含む但し、クリーニング店等に依頼する物については実費。

預り金管理手数料 30円/日

テレビ(電気代) 30円/日

電気毛布(電気代) 20円/日

冷蔵庫(電気代) 30円/日

13. 協力医療機関

協力医療機関名	由利組合総合病院
診療科目、ベッド数	内科、精神科、消化器科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科 皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科等 計21科 ベッド数 724床
その他	主治医意見書・診断書（施設利用申込用、身障手帳申請用等各種） 作成も承っております。

14. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 当ホーム	ご利用時間 平日 午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法 電話 0184-28-4855 FAX 0184-28-4877 面接 グループホーム内
○苦情解決責任者	管理者 小野寺 都貴子
○苦情受付担当者	介護リーダー 伊藤 伊織

15. 苦情相談機関

秋田県福祉サービス 相談支援センター	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 ご利用方法 電話 018-864-2726
秋田県国民健康保険 団体連合会	秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 ご利用方法 電話 018-883-1550
福祉保健部 長寿支援課	秋田県由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階 ご利用方法 電話 0184-24-6323
本荘由利広域市町村圏組合	秋田県由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内 ご利用方法 電話 0184-24-3347
第三者委員	
○弁護士	塚本 祐文（塚本法律事務所） 電話 0184-22-3321
○委員	佐藤 聡 電話 0184-22-3616
○委員	高橋 金一 電話 0184-33-2494
○委員	高橋 美貴子 電話 090-7932-0260
○委員	齋藤 久子 電話 0184-24-3464

認知症対応型共同生活 グループホーム望海の家利用同意書

私及び利用者代理人は、グループホーム望海の家を利用するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、本書面を受領し、グループホーム望海の家サービス提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者代理人
(身元保証人) 住所

氏名 印

グループホーム望海の家サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき本人及び利用者代理人に重要事項の説明を行い、交付いたしました。

説明者 氏名 印

事業者 住所 秋田県由利本荘市浜三川字小山口 20 番地

事業者名 社会福祉法人本荘久寿会
理事長 佐藤 大 印

事業所名 グループホーム望海の家
管理者 小野寺 都貴子 印